

平成29年11月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

携帯電話機（スマートフォン）用バッテリーパックに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油給湯機付ふろがま1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちノートパソコン2件、携帯電話機（スマートフォン）1件、
自転車2件） | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちエアコン（室外機）1件、ヘアドライヤー1件、
電気カーペット1件、携帯電話機（スマートフォン）1件） | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社UPQが輸入した携帯電話機（スマートフォン）用バッテリーパック（「携帯電話機（スマートフォン）」として公表）について（管理番号：A201700507）

①事故事象について

株式会社UPQ（法人番号：1010001168966）が輸入した携帯電話機（スマートフォン）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡し、火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2017年（平成29年）7月24日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、販売店を通じて使用者にダイレクトメールを送付するなど、対象製品について無償製品交換を実施しています。

③対象製品：機種名、バッテリーパック型番、販売期間、対象台数

機種名	バッテリーパック型番	販売期間	対象台数
UPQ Phone A01X	UPQ-BPA01	2015年12月 ～ 2016年10月	6,059

2017年（平成29年）7月24日からリコール（無償製品交換）を実施
回収率：37.3%（2017年11月20日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700507）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるもの及びリコール事象かどうか不明なもの、並びにリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（いずれも「携帯電話機（スマートフォン）」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	1	火災	2013年度	—	—
2016年度	1	火災	2012年度	—	—
2015年度	0	—	2011年度	—	—
2014年度	—	—	2010年度	—	—

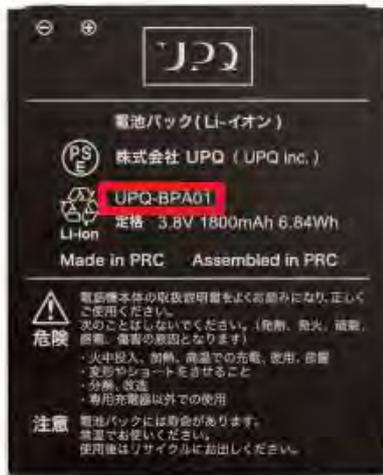
<対象製品の外観及び確認方法>

1) 対象製品を搭載した携帯電話機（スマートフォン）の外観



2) 対象製品の外観

未対策品の型番は「UPQ-BPA01」、対策済品の型番は「UPQ-BPA01X」となります。



未対策品のバッテリーパック 対策済品のバッテリーパック

3) 対象製品の確認方法

お持ちのスマートフォンのバッテリーパックが対象製品かどうかについては、シリアルナンバーを御確認の上、事業者の問合せ先に御連絡ください。

なお、シリアルナンバーは個装箱の側面シール又はスマートフォン本体からバッテリーパックを外した下図赤枠で示した箇所で確認することができます。



(個装箱の側面シール)



(スマートフォン本体内部)

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換（バッテリーパックのみ）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社UPQ UPQPhoneお客様窓口

電話番号：0120-291-700

※携帯電話・PHSからも利用できます。

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

メールアドレス：osc@upq.me

ウェブサイト：<https://upq.me/jp/news/20170724/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700511	平成29年11月9日	平成29年11月17日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3300TXA(M)	株式会社コロナ	火災	美容室で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県	製造から15年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700506	平成29年11月8日	平成29年11月16日	ノートパソコン	Latitude 7380	デル株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201700507	平成29年11月1日	平成29年11月16日	携帯電話機(スマートフォン)	UPQ Phone A01X(WH)	株式会社UPQ (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡し、火災に至ったものと考えられる。	千葉県	平成29年7月24日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:37.3%
A201700508	平成29年11月1日	平成29年11月16日	ノートパソコン	CF-SX1XEWHR	パナソニック株式会社	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201700512	平成26年10月23日	平成29年11月17日	自転車	CITY-STORM(2007年モデル)	株式会社ジャイアント (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルが破損し転倒、左肩を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年11月6日
A201700513	平成28年9月11日	平成29年11月17日	自転車	CITY-STORM(2007年モデル)	株式会社ジャイアント (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、サドルが破損し転倒、腰を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年11月6日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700509	平成29年10月19日	平成29年11月16日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年10月24日
A201700510	平成29年10月31日	平成29年11月16日	ヘアドライヤー	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201700514	平成29年11月8日	平成29年11月17日	電気カーペット	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201700515	平成29年10月3日	平成29年11月17日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年11月8日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号：A201700506）



ノートパソコン（管理番号：A201700508）



自転車（管理番号：A201700512、A201700513）

